

令和8年7月1日

契約検査課

(重要) 電子入札システムからの「お知らせメール」の取り扱いについて

電子入札システムでは、指名通知書などを発行すると「指名通知到着のお知らせ」などの電子メールが自動発行される仕組みになっています。

ただし、電子メールは、インターネットの回線状態やプロバイダのメール容量制限、セキュリティソフト等による受信拒否など、様々な要因により受信できない場合があります。

お知らせメールは、あくまでも補助機能でしかないとご認識いただき、入札に関する情報（特に指名通知書）は常日頃から電子入札システムにログインし、入札案件や各通知書の確認を行っていただきますようお願いいたします。通知書そのものはシステム内で発行されているため不着などの事故はございません。なお、このお知らせをもって、メール不着であっても電子入札システムでの指名通知書などをもって正式通知とします。ご理解とご協力をお願いいたします。

以下に、「お知らせメールが届かない場合のご対応（参考）」を記載していますので、ご確認ください。

○お知らせメールが届かない場合のご対応（参考）

- ・ICカードの利用者登録時に設定したメールアドレスに間違いがないかご確認ください。

※登録内容に誤りがある場合

電子入札システムの「利用者登録」の「変更」から修正することができます。

- ・メールの設定やメールボックスの容量制限を超えていないかご確認ください。

お知らせメールが迷惑メールと判定され、迷惑メールフォルダに振り分けられている場合やメールボックスの制限容量を超えている場合がありますので、設定等をご確認ください。

- ・セキュリティソフトで受信拒否されていないかご確認ください。

無作為に送られてくるスパムメール等の対策として、セキュリティソフトを導入されている場合、このソフトの設定により「お知らせメール」が受信拒否されていないかご確認ください。

以上